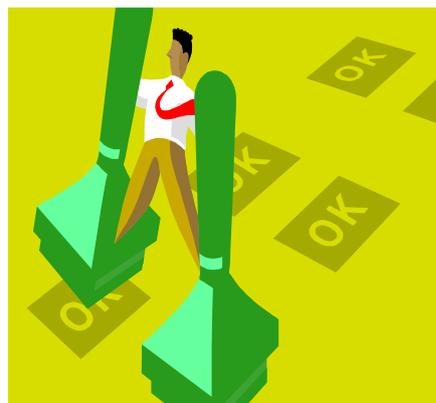


# ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！



## Ver 14. サッカー選手と消費税

先般の報道で、外国人のスポーツ選手の消費税申告が漏れている事例が多い旨の報道がありました。一部報道によりますと、特に、サッカー選手が多いということです。

サッカー選手が多い理由は諸々考えられますが、いずれにしても知らなかったでは済まされる話ではありません。

今回は、個人の消費税の納税義務について、改めてその基本を日本でプレーする外国人を想定した場合で説明したいと思います。

なお、今回はJリーグという全国で数十チームの限られた世界の話ですが、外国人に労働の対価を支払う場合には同様の問題は起こり得ます。今回の件で、スポーツ界だけでなく、外国人への報酬の支払につい、税務署の調査が広くかけられる可能性もありますので、消費税の納税義務については、しっかりと確認しましょう。

まず、個人が労働の対価を受け取る場合、従業員として給与で受け取る場合と、個人事業者として報酬で受け取る場合の2つのケースが考えられますが、 の場合ですと、給与収入は消費税に関しては課税対象外ですので、この問題を検討する必要はありません（Jリーグの前身の日本リーグ時代は、ほとんどの選手が企業の社員としてプレーしていたので、消費税も関係ありませんでした）。

そして、問題は の個人事業者の場合ですが、通常のプロスポーツ選手ですと個人事業者に該当し、過年度の実績に応じて消費税の納税義務の有無が判定されます。

この部分は日本人でも同じですが、まず、課税期間（計算単位）は所得税と同様 1月1日～12月31日の暦年となります。



次に、納税義務についてですが、次のいずれかに該当する場合には、消費税が課税されます。なお、課税売上とは、この場合は日本における報酬額と思っていただければ大丈夫です。

イ．2年前の課税売上が1,000万円超である場合。

ロ．前年の1月1日～6月30日までの課税売上が1,000万円超である場合（ただし、課税売上ではなく、給与等の支払金額で判定することも可能）

自ら消費税の課税事業者となることもできますが、そうでない限りは、1年目及び2年目は免税、3年目から消費税の課税事業者となります（上記口の部分については給与等を支払っていない前提です）。

なお、一般のサラリーマンと同様、重要なのは税引後の金額ですので、税引き後の金額で契約しているスポーツ選手も多いようです。

フランスなどではこの点で議論が盛り上がったこともあり、「所得税が50%になれば実質2倍の金額を選手に支払うのか」といったものや、「モナコは税率が低いので選手獲得に有利だ」というような意見は聞いたことがあります。

日本においては、税引き後の金額で契約している場合で消費税が10%であったとすると、初めて来日した外国人選手と3年契約をしたときは、実際には3年目に1割増しの報酬を支払わなければならないようになります（もちろん、支払側では税額控除はありますが）。



近年のJリーグですと、Jリーグで実績のある選手を取る傾向が強まっていますが、Jリーグで実績があるということは、消費税の実績もあり、納税義務もあるということなので、消費税も考えて選手を獲得する必要があるでしょう（さらには、最近ですと海外移籍後に1年ぶりぐらいでJリーグに復帰する選手も多くなりましたが、その場合も納税義務があると思っておいた方が良いでしょう）。

年棒と消費税控除後の金額の例（カッコ書きが消費税控除後の金額）（単位：万円）

|     | 1年目                | 2年目                | 3年目                | 4年目                |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 選手A | 国内<br>3,300(3,300) | 国内<br>3,300(3,300) | 国内<br>3,300(3,000) | 国内<br>3,500(3,181) |
| 選手B | 国内<br>990(990)     | 国内<br>2,500(2,500) | 国内<br>3,000(3,000) | 国内<br>3,500(3,181) |
| 選手C | 国内<br>3,300(3,300) | 国外<br>5,000(5,000) | 国内<br>4,000(3,636) | 国内<br>4,000(4,000) |
| 選手D | 国内<br>5,000(5,000) | 国外<br>5,000(5,000) | 国外<br>5,000(5,000) | 国内<br>5,000(5,000) |

注1：原則課税で税率は10%と仮定

注2：塗りつぶし部分は納税義務がある年。

なお、国外の収入であれば、納税義務はあるが、日本の消費税はかからない。

最後に、誰に責任があるかというところですが、個人に対して課税されるのであれば、原則は個人事業者本人にはなりません。

ただし、契約において、チーム（運営会社）が税務も含めて責任を負っている場合もありますし、仮に契約上何も書いていないとしても、社会通念上、会社側にも教育や通知の責任があると考えるのが自然でしょう。

今までの経験上、消費税の納税義務については、消費税について知識のある人で無い限りは、「言われなければわからない」というのが現実だと考えています。

個人で事業をしている方はもちろんのこと、形式上、個人事業者を多数使用して事業を行っているような会社様におかれましては、自らの法人税申告だけでなく、個人事業者の税金について、税理士と相談してみることも必要ではないでしょうか。

